

ロジスティードグループ人権方針

ロジスティードグループは、「広く未来をみつめ 人と自然を大切にし 良質なサービスを通じて 豊かな社会づくりに貢献します」という経営理念のもと、「国連の『ビジネスと人権に関する指導原則』」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「国連グローバル・コンパクト」、「国際労働機関(ILO) 労働における基本的原則及び権利に関する宣言」および「世界人権宣言」を支持し、私たちの事業活動において影響を受けるすべての人々の人権が尊重されなければならないことを理解し、私たちの事業に関係する人々の尊厳が守られ、互いに敬意が払われるように努めます。

私たちは社会インフラを支える企業として「豊かな社会づくり」を支える良質なロジスティクスサービスを提供しつづけるために、私たちの事業に関連するすべての方々人々と共存共栄を進めていきます。

この方針を私たちは人権に関する最上位の方針として位置づけ、人権に関連する取り組みを継続的に推進していきます。

1. 適用範囲

本方針は、ロジスティードグループの全役員および従業員に対し適用されます。また、ロジスティードグループはステークホルダーに対し、本方針の支持・遵守を期待するとともに、連携して人権尊重の取り組みを推進します。

注)ステークホルダー：お客様、投資家、従業員、地域社会、ビジネスパートナーおよび行政

2. 人権尊重の責任

ロジスティードグループは、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しません。具体的には年齢、障がい、民族、性別、婚姻状況、出身国、人種、宗教、性的指向、性同一性、組合への加入などによる差別を禁止し、心理的、性的、身体的ハラスメントを禁止するとともに、強制労働・児童労働も禁止します。人権への負の影響が極めて大きい戦争や紛争への加担はしません。また、自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。ステークホルダーにおいて人権への負の影響が引き起こされている場合には、連携して適切な対応を促します。また、個人情報の取り扱いについては細心の注意を払い、情報漏洩を防止します。

3. 適用法令の遵守

ロジスティードグループは、日本国はもとより、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守するとともに、国際人権基準を最大限尊重し、人権に配慮した経営を推進します。各国・地域の法令などと国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、どちらかより高い人権の原則を追求します。

4. 人権デューデリジェンス

ロジスティードグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に示されている人権尊重の責任を果たすため、教育・研修などの啓発活動を実施するとともに、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。また、当社グループの事業活動において直接または間接的に人権侵害が生じた場合は、是正および

救済に向けて適切な対応を行います。人権デューデリジェンスとは、自社が社会に与える人権への負の影響を調査・特定し、防止または軽減のため取り組みを適切な手段を通じて実施し、その進捗および結果について透明性を確実に担保した上で、外部に開示する継続的なプロセスです。

5. 対話・協議

ロジスティードグループは、本方針の一連の取り組みにおいて、外部の人権に関する専門知識を活用するとともに、ステークホルダーとの対話を誠意をもって行います。

2023年4月1日
ロジスティード株式会社